

今号の主な記事

市役所(本庁舎)の
土曜窓口をご利用ください……2面
うまかんべえ～祭……3面
東大和市消防団(特集ページ)……4・5面
情報マップ・医師会コーナー……6・7面
ハミングホール・市民記者レポート……8面

特集

東大和市消防団

守りたい町がある。
守りたい人がいる。

4・5面



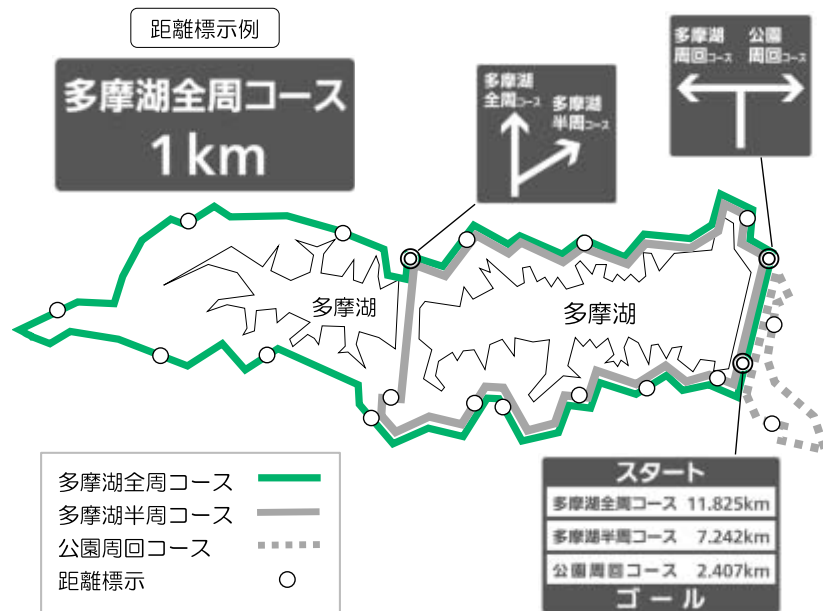
発行／東大和市 編集／企画財政部秘書広報課 (〒207-8585) 東大和市中央 3-930 ☎042-563-2111(市役所代表) ファクス 042-563-5932

ご理解で協力をお願いします
通学路防犯カメラ
市内小学校の通学路に
25台を設置

通学路防犯カメラの今年度設置分の25台が設置され、順次運用を開始します。これは、平成27・28年度の2か年で、東京都の補助金を活用し、市内小学校10

校の通学路に、1校あたり5台ずつ、計50台を防犯上必要と思われる場所に設置するものです。設置場所については、不審者情報や学校・PTAの皆さんのご意見を参考に、市全体のバランスも考え、また、設置場所付近の方のプライバシーに配慮して設置します。市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

▽**問合せ** 学校教育課・内線1521まで。



多摩湖ランニングコース 距離標示を設置

多摩湖周辺道路に、ランニングやウォーキングの目安となるよう、距離標示を路面に設置しました。この標示は、日本初女子フルマラソン大会発祥地の記念碑「水の精像」を起点としています。

▽**コース**

- 多摩湖全周コース(11.825キロメートル)
- 多摩湖半周コース(7.242キロメートル)
- 公園周回コース(2.407キロメートル)

▽**距離標示** 各コース1キロメートルごと

※詳細は「観光マップ」に掲載する予定です。

▽**問合せ** 社会教育課・内線1554まで。

多摩湖駅伝大会開催に伴う交通規制案内図



■多摩湖駅伝大会に伴い交通規制を行います

第26回多摩湖駅伝大会を3月20日(祝日)に実施します。開催に伴い、多摩湖自転車道を使用するため、一部の区間で交通規制等を行います。通行する方や近隣の方には大変ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▽**日時** 3月20日(祝日) 午前9時～午後1時

▽**交通規制区間** 多摩湖自転車道の2区間(左図のとおり)

▽**規制対象** 多摩湖自転車道を通行する歩行者、自転車等を

▽**問合せ** 社会教育課・内線1555まで。



ごみの分別にご協力ください

◎引越し等によるごみは、一度に多量に排出しないで数回に分けて、収集日当日の朝8時までに所定の場所へ出してください。
※収集後に出されたものは収集しませんのでご注意ください。

◎不燃ごみの収集日に、有害ごみやスプレー缶類は排出できません。不燃ごみの中に有害ごみ等が混ざると、火災等の発生につながります。必ず、有害ごみは「缶・びん・有害ごみ」の収集日に、スプレー缶類は「缶・びん・スプレー缶類」の収集日に排出してください。

有害ごみ

- ・乾電池(ボタン電池含む)
- ・蛍光管(電球型含む)
- ・ライター
- ・水銀体温計等

※品目ごとに透明または半透明の袋に入れて排出してください。



確認
しましょう!

- ◎プラスチック製品
- ・15cm未満…可燃ごみ
 - ・15cm以上で指定収集袋に入るもの…不燃ごみ
 - ・指定収集袋に入らないもの…粗大ごみ
- ※木製やプラスチック製の粗大ごみも、小さく解体すれば通常のごみ収集に排出できる場合があります。

◎パソコンやテレビ等、市で収集できないものや粗大ごみは、ごみ分別ガイドに記載された方法で処理してください。

◎注意シールを貼られたものは、出した方が正しく出し直してください。指定収集袋に入っている、分別されていないものは収集しません。分別については、ごみ分別ガイドをご参照ください。

■祝日のごみ収集

3月21日(月)のごみ収集は、ごみ排出カレンダーのとおりです。

▷**問合せ** ごみ対策課・内線1241まで。

スマートフォンやタブレット
ヘッドアップロードできます



東大和スタイル

観光・子育てアプリ

「東大和スタイル」



市内の観光情報や子育てに役立つ情報が集まるアプリ「東大和スタイル」を配信しています。観光については、市内の観光スポット情報やイベント情報等、まち歩きに役立つ情報を調べることができ、

子育てについては、健診や予防接種の受診状況や予定が送られてくるプッシュ通知機能や、利用者同士が情報交換できる掲示板機能等、様々な場面で活用できるアプリです。ぜひ、スマートフォンなどヘッドアップロードし、ご利用ください。

▽**問合せ** 産業振興課・内線1074または健康課・内線1181まで。

防災行政無線の音響調査を実施します



市では、防災行政無線の段階的な改善に向け、市内の一部地域(4か所)に設置している防災行政無線の調査を実施します。

調査にあたり、各スピーカーからテスト放送を行い、市が委託した業者によって、音声の到達状況等を確認します。

調査対象地区の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

▽**調査日時** 3月22日(火) 午前9時～午後5時の随時

※1箇所あたり約90分

▽**調査箇所** 芝中央公園

設置のスピーカー(蔵敷3-691-20)、蔵敷公民館設置のスピーカー(蔵敷2-337)、熊野神社付近設置のスピーカー(蔵敷1-431-1)、市立第九小学校設置のスピーカー(蔵敷2-546)

▽**テスト放送の文言** 「こちらは防災東大和です。ただいま音響調査のため、試験放送を行っています」

▽**問合せ** 防災安全課・内線1352まで。

ミュージックチャイムの放送時間が変わります

現在、午後4時30分に放送しているミュージックチャイムは、4月1日から9月末日まで、午後5時30分に放送します。お間違えのないよう、ご注意ください/問合せ 秘書広報課・内線1411まで

市役所（本庁舎）の
土曜窓口をご利用ください



市役所の本庁舎では、毎週土曜日に窓口の一部を開庁しています。

取扱業務・必要書類など詳しくは、市のホームページや市の施設に設置するポスター、チラシをご覧いただくか、開庁課へお問い合わせください。

▽開庁日時 毎週土曜日午前8時30分～正午
※祝日及び年末年始（12月

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料

4月以降の年金から
仮徴収を行います

平成27年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料（以下「保険税（料）」を特別徴収（年金からの引落とし）で納付している方及び新たに特別徴収となる方を対象に、4月以降の年金から平成28年度の保険税（料）の仮徴収を行います。

この仮徴収は、平成28年度の保険税（料）が7月に決定されるまでの間、4月、6月、8月に支給される年金から、平成28年度の暫定的な保険税（料）を納付していただくものです。なお、保険税（料）の決定後、年間の保険税（料）から仮徴収額を除いた金額を10月、12月、2月の年金から納付していただく仕組みです。現在、

開庁する課及び取扱業務

	取 扱 業 務	取 扱 業 務
市 民 課	●戸籍届出の受付（戸籍法に基づく届出受理は行いませんので、受理証明書などの即日発行はできません） ●戸籍の謄抄本などの戸籍関係証明書の発行 ●自動車の臨時運行許可証（仮ナンバー）の返却 ▷問合せ 戸籍係・内線1011まで ●住民異動届（転入・転出・転居など）の受付（国外からの転入届は除く） ※異動届出に伴う他部署の業務に関連する預りなどの対応はできません。 ●住民票の写しなどの住民基本台帳関係証明書の発行 ●個人番号の通知カードの再交付の申請 ●マイナンバーカードの交付及び再交付（毎月第3土曜日を除く） ●印鑑登録及び証明書の申請・発行 ●特別永住者証明書の申請・交付 ●電子証明書の発行及び失効の申請（毎月第3土曜日を除く） ▷問合せ 市民係・内線1017まで	■国民健康保険 ●資格取得・喪失の届出（異動日の確認ができる証明書等が必要） ●転居・氏名変更などによる被保険者証の交換 ●被保険者証、高齢受給者証の再交付 ●短期被保険者証の発行 ▷問合せ 国民健康保険税係・内線1023まで ●高額療養費、補装具等の療養費、第三者行為の申請 ●人間ドックまたは脳ドックの受診料助成の申請 ●葬祭費、出産育児一時金の支給申請 ●限度額適用・標準負担額減額認定証の申請 ▷問合せ 国民健康保険給付係・内線1021まで ■後期高齢者医療 ●資格取得・変更・喪失の届出 ●高額療養費、補装具等の療養費の申請 ●人間ドックまたは脳ドックの受診料助成の申請 ●葬祭費の支給申請 ■国民年金 ●資格取得・喪失の届出（異動日の確認ができる証明書等が必要） ●保険料免除などの申請（年金記録確認を伴うものは除く） ▷問合せ 高齢者医療年金係・内線1026まで
		保 険 年 金 課
		子 育 て 支 援 課
		保 育 課
課 税 課	●市・都民税の課税（非課税）証明書の発行 ●原付バイクなどの登録及び廃車の届出 ▷問合せ 市民税係・内線1051まで ●家屋評価証明書、家屋公課証明書、家屋証明書、家屋課税台帳記載事項証明書の発行 ▷問合せ 家屋資産税係・内線1060まで ●土地評価証明書（近傍評価額を必要とするものは除く）の発行 ●土地公課証明書、土地証明書、土地課税台帳記載事項証明書の発行 ▷問合せ 土地資産税係・内線1057まで	●児童手当の届出（資格取得・資格喪失・変更・現況届） ●乳幼児医療費助成の届出（資格取得・資格喪失・変更・現況届） ●義務教育就学児医療費助成の届出（資格取得・資格喪失・変更・現況届） ▷問合せ 手当・助成係・内線1761まで
		保 育 課
納 税 課	●納税証明書の発行 ●市税の口座振替の申込み ▷問合せ 管理係・内線1091まで ●市税の収納 ●納税相談 ※土曜日の相談には事前予約が必要ですので、金曜日（祝日の場合はその前日）の午後5時までにご連絡ください。相談時間が他の方と重なる場合は申込順とします。 ▷問合せ 納税係・内線1041まで	●施設型給付費及び地域型保育給付費の支給認定の申請（受付期間内の申請に限る） ●保育所等の利用の申請（受付期間内の申請に限る） ●希望する保育所等、家庭状況等の変更の届出 ●保育所等の転所、退所等の届出 ●保育所の保育料の収納 ▷問合せ 保育・幼稚園係・内線1751まで
		保 育 課

【取り扱いができない主な業務】
市 民 課：住民基本台帳ネットワークを利用する業務（住民票の写しの広域交付）、国外からの転入届の受付ほか
保険年金課：異動日の確認ができない国民健康保険の資格取得・喪失の届出、国民年金の裁定請求（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）ほか
課 税 課：申告受付、相談業務、所在証明、住宅用家屋証明書の発行、土地・家屋台帳などの閲覧 ほか
納 税 課：現金による還付金の受取り
子育て支援課：ひとり親家庭等対象の手当等に関する業務全般及び全医療費助成の現金給付申請 ほか
保 育 課：入院助産の実施に関すること ほか
※他機関への問合せが必要な場合など、平日とは同様に取り扱えない業務があります。また、開庁していない課の業務に係わる手数料等の納付は、取り扱うことができませんので、ご了承願います。

玉川上水駅北側そばにある東大和市ふれあい広場で、3月17日(木)～30日(水)まで展示しています。正午から午後6時まで。休業日はありません／問合せ 企画課・内線1425まで

を合わせた金額が、年金額の2分の1を超えない方
▽仮徴収のお知らせ 仮徴収の対象となる方には、3月下旬に、「国民健康保険税仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

平成27年4月2日～10月1日の間に転入したなど一定の条件に該当する方。特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない等の方
▽仮徴収のお知らせ 4月から新たに仮徴収の対象となる方には、4月上旬に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

平成27年4月2日～10月1日の間に転入したなど一定の条件に該当する方。特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない等の方
▽仮徴収のお知らせ 4月から新たに仮徴収の対象となる方には、4月上旬に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

平成27年4月2日～10月1日の間に転入したなど一定の条件に該当する方。特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない等の方
▽仮徴収のお知らせ 4月から新たに仮徴収の対象となる方には、4月上旬に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

平成27年4月2日～10月1日の間に転入したなど一定の条件に該当する方。特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない等の方
▽仮徴収のお知らせ 4月から新たに仮徴収の対象となる方には、4月上旬に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

平成27年4月2日～10月1日の間に転入したなど一定の条件に該当する方。特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない等の方
▽仮徴収のお知らせ 4月から新たに仮徴収の対象となる方には、4月上旬に、「後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送してお知らせします。

第11回男女共同参画川柳応募作品展

特集

東大和市消防団

守りたい町がある。
守りたい人がいる。

東日本大震災から5年が経過しました。あの時、自らの命をかけて救助活動を行った消防団員の姿を憶えていますか。東大和市消防団の皆さんも「自分たちの地域は自分たちで守る」精神で、日頃から訓練に励んでいます。今回は、郷土愛と使命感に満ちあふれた地域集団、東大和市消防団の活動を紹介します。

24時間365日

一件名は「火災」。本文には住所――

これは、火災が発生した際に、消防団員に送られるメールの内容です。

このメールは、24時間365日、時を選ばず送られていきます。このメールを受け取った消防団員は、いち早く現場に駆け付け、消火・救出活動に参加します。

普段は仕事をしている消防団員。時と場合によっては、全員が参加できない場合もあります。それでも、団員同士で支え合いながら、活動をしているのです。

消防団の任務

消防団は、消防組織法に基づき設置された消防組織で、消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行います。

消防署が消防業務に専念する常勤の職員で構成されているのに対し、消防団は、団員が各自仕事を持ちながらも、災害等の際にはその対応に当たる点が一番の違いです。

消防団の活動は、火災時の消火活動にとどまりませ

ん。風水害時の水位警戒や土の積み、地震発生時の救助活動や避難誘導活動等多岐に渡ります。

そのため、平時から災害に備えた訓練や所有機材の整備点検等を行っています。訓練や点検は、団員の仕事が終わった後に行っているのです。

脈々と受け継がれてきた「消防の魂」

東大和市消防団の歴史は、明治27年の「消防組」創設までさかのぼります。その後、昭和14年の「警防団」への改称、昭和22年の「消防団」への改称を経て今日に至っています。

設立当初は、団員定数480人、8個分団の編成でしたが、昭和29年に団員定数248人、7個分団、昭和52年に団員定数189人として少数精鋭化を図るとともに、消防施設や機械装備の充実を図ってきました。

「消防組」の創設から今年で約120年。この間、「消防の魂」は脈々と受け継がれてきました。市民の生命・財産を守るという東大和市消防団員の崇高な使命感は、このような歴史にも起因しているのです。

災害時三隊

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊や火災が同時多発し、消火活動に加えて救出救助活動や避難誘導活動等を行う必要があります。

しかし、道路には倒壊したブロック塀や電柱等の障害物があり、消防ポンプ車を使用した活動は困難な状況となることが想定されます。

そこで、東大和市消防団では、独自の取組みとして、団員個人が所有する資機材等をも活用して災害に対応する「災害時三隊」を、平成20年に発足させました。

バイクの機動力を生かして情報収集や迅速な救助を行う「機動二輪隊」、同時多発的な火災に対応できるよう軽トラック等に可搬ポンプを積載する「災害時ポンプ隊」、団員所有の重機や特殊免許等を有効活用する「特別活動隊」です。

1年に一回行われる訓練では、三隊が連携して情報収集から救助・消火活動までを行い、大規模災害に備えています。

これらの献身的な活動は、東大和市消防団員の高い使命感を表しています。

東大和市消防団データ (平成28年3月現在)

- ・組織概要 1本部、7個分団
- ・団員数 173人(うち女性8人)
- ・施設 分団詰所：市内7か所
- ・装備 指揮車1台、広報車1台、ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ14台、車載用無線機9台

◎団員を随時募集しています。
市内在住または在勤で、年齢18歳以上60歳未満の方が対象です(被服等の貸与あり)。
詳しくは、防災安全課・内線1351まで。

1月 出初式

消防団の仕事初め。全団員による徒列行進、ポンプ車による車両行進のほか、一斉放水等の消防演技も行われます。



3月 防災フェスタ

東日本大震災追悼行事。防災資器材・車両の展示、各種体験等が行われます。市内一斉避難訓練も同時実施です。



東大和市消防団の主な活動

6月 水防訓練

水災による被害を最小限にするための訓練。水防本部運営訓練、土のう作り、各種水防工法の訓練等が行われます。



9月 総合防災訓練

関係機関と合同で実施する最大規模の訓練。市民参加型訓練では、消火・救護方法等を消防団員が指導しています。



12月 歳末警戒

年末に各分団が担当地域を巡回。空気が乾燥して火災が起りやすくなる時期に、火災予防活動を実施しています。



東大和市消防団長
なかざわ やすなり
中澤 安成さん

最も身近な 防災機関として

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されました。この法律は、「地域住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資すること」を目的としています。

消防団は発足以来、地域の人々に支えられ、地域の人々と共に進化、発展を遂げてきました。近年は、自治会や管理組合等の地域団体で、防災に対しての意識が高まり、消防団に対する訓練指導の要請も増加の傾向にあります。

これからも、消防団は最も身近な防災機関として法の精神を尊重し、市や東京消防庁北多摩西部消防署と共に市民の安心と安全のために力を尽くして参ります。

消防団員インタビュー

せいわ やすゆき
清和 康之さん(32歳)

所属：第七分団(平成27年4月入団)
職業：自営業(飲食店)
趣味：サッカー
好きな言葉：初心忘るべからず



【仕事中の清和さん】

●普段のお仕事は？

家族で経営する飲食店(居酒屋)で、接客やホールを担当しています。勤務時間は、主に夜間です。

●消防団に入ったきっかけは？

地元の先輩から誘いがあり、入団しました。

●消防団に入って良かったことは？

消防団活動を通じて様々な人に出会え、人間関係のつながりが増えたことです。

●第七分団の雰囲気は？

30代の若い団員が多く、楽しくて話しやすい雰囲気です。訓練などで失敗しても、みんなでフォローしてくれます。

●入団を考えている方へのメッセージをお願いします。

自分も入団当初は不安でいっぱいでしたが、支えてくれる仲間がいます。消防団員は地域のことをよく知ることができ、市民の方から感謝されることも多いです。ぜひ一緒に活動しましょう。

応急手当普及隊

東大和市消防団では、災害が発生した場合、負傷者に対する応急措置を行えるよう、団員全員が普通救命講習を受講しています。
また、約50人の団員は応急手当普及員の資格を有し、平成23年からは、これらの団員で応急手当普及隊が発足しました。
自治会活動等で防災訓練が行われた場合には、この

やまとなでしこ

隊の団員も訓練に参加し、地域住民に対する応急救護知識・技術の普及及び啓発活動を行っています。
その活動内容は、防火広報の強化、地域防災・防火の啓発等多岐に渡っていますが、近年特に力を入れているのが応急手当の指導「やまとなでしこ」では現在、5人の団員が応急手当指導員の資格を有し、救命講習等で指導しています。北多摩地区の女性消防団員で、この資格を有するのは「やまとなでしこ」が初めて。彼女たちの熱き思いで、多くの方に応急手当の理解が広がっています。



お知らせ

■心身障害福祉タクシー利用券の交付

4月1日以降利用可能な平成28年度上半期の利用券を3月29日(火)から(土・日曜日、祝日は除く)交付します。

■交付枚数

4月～9月の6か月分として30枚(5月以降に交付を受ける場合は、毎月5枚ずつ減らした枚数となります)／交付に必要

なもの 印鑑(朱肉を使用するもの、福祉タクシー利用者証(クリーム色)／申請・問合せ 障害福祉課(市役所1階)・内線1123まで。

■育児相談会?かかんグループ

子育ての情報交換や作業療法士による遊び方のアドバイスが受けられます。小さく生まれたお子さんや発達に不安や心配を抱えている家族(保護者のみの参加もできます)／3月24日(木)午前9時30分～11時／場所 市立保健センター／母子健康手帳／当日直接会場にお越しください。

■休日急患診療所の臨時職員を募集します

応募要件 看護師の資格を有する方／採用予定人数 若干名／勤務日 日曜日・祝日、連休、年末年始(月1～3回程度)／勤務時間 午前9時30分～午後5時／勤務内容 医師介助等／時給 日曜日・祝日二、一〇〇円、連休二、八一〇円、年末年始三、二九〇円／交通費の支給はありません。

■出張がもひろば

子ども家庭支援センターでは、担当保育士が集会所などに出張し、親子で手遊びや絵本の読み聞かせ、参加者同士の情報交換などを行います。育児や子どもの発達などについてもご相談をお受けします。

■3歳までの乳幼児とその保護者/期日・場所

4月6日(水)は新堀地区会館、4月12日(火)はさくらがおか児童館、4月19日(火)はかみきただい児童館、4月27日(水)は芋窪集会所／午前10時30分～11時45分／事前申込不要／子ども家庭支援センター ☎042-565-3651まで

■体育施設利用料金減額・免除に該当する団体は申請をお願いします

体育施設利用料金の減額及び免除に該当する団体は、社会教育関係団体としての承認が必要です。平成28年度に社会教育関係団体として承認を希望する団体は、次のとおり申請してください(申請は毎年度必要です)。市内在住・在勤の方で組織され、市内在住者が半数を超えている団体(子ども料金対象団体及び東大和市体育協会加盟団体は申請の必要はありません)のうち活動が広く市民に開放されている団体／提出書類 社会教育関係団体承認申請書、団体規約、構成員名簿(役員名簿及び会員名簿、平成27年度事業実績書及び収支決算書、平成28年度事業計画書及び収支予算書／用紙配布 社会教育課(市役所5階)及び東大和市ロンドみんなの体育館(市民体育館)／申込み 5月13日(金)までに社会教育課へ提出してください／社会教育課・内線1555まで。

平成28年度 予防接種



予防接種は、医療機関での個別接種となります。

■乳幼児の予防接種

●予防接種のご案内は、対象となる月の前月末にお届けしています。対象の月齢及び年齢(誕生日)になるまでは接種できません。●予防接種は、それぞれ決められた接種期間、接種間隔があります。接種間違いにご注意ください。

■接種を受ける際の注意事項

●必ず事前に医療機関で予約し、親権者(両親・成年後見人等)の方が同伴してください。また、親権者以外の方が同伴される場合は、委任状(任意書式)が必要となります。

●母子健康手帳と予防票をお持ちください。

●麻しん・風しん(MR)は、体温表も必要です。

●3日前から体温をはかり、体温表に記入してお持ちください。

【一般的な注意事項】

●ひきつけを起こしたことのあるお子さんは、脳波検査を行いますので、ご協力をお願いします。なお、前回検査を受けた方には往復はがきでお知らせしますが、新たにばかりを使用する方は、今年はこの定期検査の年に当たり、7月中旬頃に実施予定です。

この検査に先立ち、はかりの種類・数量等の事前調査を行いますので、ご協力をお願いします。

■事業用計量器定期検査?事前調査にご協力ください

事業用計量器(はかり)は計量法により2年に1度の検査が義務付けられています。今年はこの定期検査の年に当たり、7月中旬頃に実施予定です。

予防接種はお早めに



【子どもの予防接種】

麻しん・風しん(MR)

麻しん(はしか)は国内での自然発生はみられなくなったものの、排除に至らない国も多く、まだまだ国外から持ち込まれ流行する危険のある感染症です。また、風しん(三日はしか)と並び、重い合併症を引き起こしたり、生命の危険を伴うことがあります。麻しん・風しんは有効な免疫を持続させるため、1期(1歳児)及び2期(就学前の1年間)での2回接種となっています。いずれも、接種期間が1年間と短いため、予防票が届いたら、お早めに接種してください。

※接種機会を逃がしてしまった方は、市立保健センターにご相談ください。

日本脳炎特例(1期・2期)

接種勧奨の中止により接種を完了できなかった平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方が対象です。20歳未満まで1期(3回)・2期(1回)ともに公費(無料)で接種できます。現在は国の通知に基づき、2期のご案内を順次開始しています。2期を接種する前に、1期を終了する必要があります。接種対象の期間内に生まれた方で、1期の接種を完了していない方、転入等で東大和市の予防票を持っていない方は、母子健康手帳を市立保健センターまでお持ちください。

※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で、1期の対象年齢(3歳～7歳6か月)の期間中に接種を完了していない方は、2期の対象年齢(9歳以上13歳未満)の間に、不足している回数分を公費(無料)で接種できます。市立保健センターにご連絡ください。

長期にわたり療養を必要とする特定の疾患にかかり既定の接種期間を過ぎてしまった方へ

疾患の種類により、公費で接種を受けられる場合があります。接種を受けるには医師の診断書、市への申請等が必要となります。詳細は市立保健センターにお問い合わせください。

入園・入学前に予防接種の確認を

4月の入園・入学を前に、忘れていた予防接種はありませんか。特に平成27年度対象の麻しん・風しん(MR)2期は、公費による接種期限が3月31日(木)となっています。4月1日(金)以降の接種は、体調不良等で接種を延期した場合であっても、自費となります。必要な予防接種は入園・入学前に済ませ、病気を未然に防ぎましょう。



【高齢者の予防接種】

高齢者の肺炎球菌感染症

定期予防接種で、法に基づき、年度毎に対象者が決められています。平成27年度対象の方は、3月31日(木)が接種期限です。平成28年度に対象となる方には、5月以降、個別にご案内を送付します。接種費用等の詳細は決定次第、市報、市のホームページ等でお知らせします。

※各予防接種については、4月1日以降、市のホームページ及び市報をご覧ください。

◆以上のお問合せは、市立保健センター ☎042-565-5211まで。

接種を受けられませんでしたので、ご注意ください。

●東大和市に転入した方 ●紛失等で東大和市の予防票を持っていない方 ●東大和市以外で発行された予防接種の予防票は使用できません。

予防接種の予防票を発行するには、母子健康手帳を確認するため、窓口で手続きをする必要があります。母子健康手帳を市立保健センターまでお持ちください。

◆以上のお問合せは、市立保健センター ☎042-565-5211まで。

祝日等

歯科応急診療



3月の診療日及び担当歯科医院は次のとおりです。

▽診療日 3月21日(月)

▽受付時間 午前9時30分～午後4時

▽場所 大川歯科医院(中

央1-1131-21 ☎042-565-2588

▽持ち物 保険証(乳幼児医療証等をお持ちの方は、併せてお持ちください)

※受診前に歯科医療機関に電話で確認をしてください。

※市内の歯科医療機関による輪番制のため、毎回場所が異なります。



▽問合せ 市立保健センター ☎042-565-5211まで

市税・国民健康保険税はコンビニエンスストア及びモバイルレジで納付できます／問合せ 納税課・内線1041まで

市民記者
レポート

大人になるってどういうこと？

1月11日、ハミングホールにて「第62回東大和市成人式」が行なわれました。縁あって私も出席させていただくことができました。

ハミングホールの入り口付近は晴れ着に身を包んだ新成人たちで溢れ、明るく華やかな雰囲気漂っていました。若い人たちが笑いさざめく間を通り、会場に入って式の開始を待ちました。

午後1時になると同時にステージの幕が上がりました。来賓の方々が壇上に姿勢正しく座っていらっしゃるのが見えました。開式の辞がありました。

ところが、式が始まって20分が過ぎても次から次へと会場に入ってくる新成人の流れが止まりませんでした。その上、まわりにお構いなしに大きな声でおしゃべりしたり、会場内をうろうろしたり、離れたところにいる友達になにか叫んだりしている人もいました。会場は喧噪に包まれ、来賓のお話しもよく聞こえません。こんなことってあるのでしょうか。ごく控えめに言って「びっくりぼんや」という気分でした。

まず、プログラムに午後1時開式とあるのですから、これはもう午後0時55分には着席しているべきでしょう。「始まりますよ」と言われなくても、自分で時計を見て行動しなければなりません。また遅れてしまった場合でも、まわりを気遣いながら速やかにそっと入ってくるべきでしょう。大人になるとは、おそらくそういうことの積み重ねです。

私も決して褒められた20歳ではありませんでした。何十年もかけて、あのことよりは大人になったと思います。20歳は大人の入り口です。新成人の皆さん、大人の世界によろこ。一緒に頑張りましょう。(市民記者 森脇千春)

東大和市民会館
ハミングホール

窓口販売：午前9時～午後8時30分
電話予約：午前9時～午後5時
☎ 042-590-4414

チケット発売中の自主事業

●綾戸智恵 コンサート2016
～DO JAZZ～



4月17日(日)午後3時開演／大ホール 全席指定／一般5,000円(友の会4,500円)、ペア券8,000円／未就学児の入場はご遠慮ください。

ジャズ・シンガー綾戸智恵がいよいよ東大和に登場です。圧倒的な歌声でポピュラーからジャズに至るまで、パワフルなステージをお届けします。

●劇団四季ファミリーミュージカル「エルコスの祈り」

5月4日(祝日)午後1時開演／大ホール 全席指定／大人5,000円(友の会4,500円)、小学生以下3,000円(公演当日3歳以上小学6年生以下)、3歳未満のひざ上鑑賞は無料。



ロビーコンサート

●オペラの旅～姉妹編～

3月30日(水)正午開演／入場

無料／出演 鈴木和輝(ピアノ)、小澤理紗(ソプラノ)、檜山知美(ソプラノ)

ハミングホールからのお知らせ

●グループ活動を紹介する「はみんぐカード」掲示スペースができます

市内を中心に活動しているサークルや団体のPRとして、皆さんの活動を紹介します。専用紙(はみんぐカード)に記入し、ハミングホールの受付に提出してください。専用紙はハミングホール・市内の公民館にて配布しています。

4月の施設利用の申込み

施設名	申込対象月
大・小ホール	平成29年4月
その他の施設	平成28年10月

市民を対象とした調整会議は、4月1日(金)午後1時30分から行います。

国民年金

だより

■平成28年度の国民年金保険料額について

平成28年4月から平成29年3月までの国民年金保険料は、月額一万六、二六〇円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書により納めてください。納付の窓口は、金融機関またはコンビニエンスストアとなっています。保険料は、1年分または6か月分など、定められた月数分について、前納すると割引になります。

◎一年前納額

一九万一、六六〇円
◎6か月前納額

九万六、七七〇円
なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めてください。

■平成28年度学生納付特例(猶予)の受付は4月から

20歳以上の方は国民年金に加入し、保険料を納めなくてはなりません。学生で前年の所得が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。平成28年度分の申請は4月から受付を開始します。申請には学生証、印鑑が必要です。

申請が遅れた場合でも、猶予は承認期間の始期までさかのぼります。ただし、申請が遅れると、保険料が未納となり、障害基礎年金、遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。

■保険料の追納制度

保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料を全額納めた時と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。これらの免除等の期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めることで、

年金額を増やすことができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

保険料を追納する場合には、納付書が必要となりますので、追納申込書によりお申し込みください。

■ねんきんダイヤルをご利用ください

▽電話番号

0570-051165
※IP電話・PHSからは03-6700-1165

▽受付時間

●月・金曜日…午前8時30分～午後5時15分
※月曜日は午後7時まで。
●第2土曜日(祝日は除く)…午前9時30分～午後4時
◆お問合せは、立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 または東大和市役所保険年金課・内線1025まで。

ちょこっと共済

交通事故にあった時に、見舞金を受けられます。加入対象は、市内に住民登録をしている方です。掛け金・見舞金は下表のとおり。お問合せは、土木課・内線1213まで。

	Aコース	Bコース
掛け金(年額)	1,000円	500円
見舞金	傷害	3万円～25万円
	死亡	2万円～16万円
		300万円
		150万円